規制の事前評価書

法律又は政令の名称:漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律案

規制の名称:(1)漁港施設の処分の制限の許可の特例

(2) 漁港施設の利用の認可の特例

(3) 水域又は公共空地の占用許可の特例

(4) 漁港水面施設運営権の欠格事由

(5) 漁港協力団体が行う業務に対する占用許可の特例

(6)漁協等が漁港施設等活用事業を実施する場合の員外利用制限の緩和

規制の区分(新設)改正(拡充、(緩和)、廃止※いずれかに〇印を付す。

担 当 部 局:水産庁 漁港漁場整備部 計画課・漁政部 水産経営課

評価実施時期: 令和4年11月~令和5年2月

1 規制の目的、内容及び必要性

① 規制を実施しない場合の将来予測(ベースライン)

「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」について、明確かつ簡潔に記載する。なお、この「予測される状況」は 5~10 年後のことを想定しているが、課題によっては、現状をベースラインとすることもあり得るので、課題ごとに判断すること。 (現状をベースラインとする理由も明記)

水産物消費の大幅な減少等の重要な課題に対し、漁港における「海業」の推進等により、水産業の発展及び漁業地域の活性化を図り、将来にわたって国民に水産物を安定的に供給していくことが重要となっている。

このため、水産庁においては、漁港漁場整備法(以下「漁港法」という。)及び水産業協同組合法(以下「水協法」という。)の改正を行い、漁港の持つ価値や魅力を活かし、漁業利用との調和を図りつつ水産物の消費増進や交流促進に寄与する取組を推進する仕組みを構築することとしている。具体的には、漁港管理者から実施計画の認定を受けた民間事業者等が、漁港施設等を活用して水産物の消費増進や交流促進を図る事業を実施する制度として「漁港施設等活用事業」を創設するとともに、漁港区域内の一定水域における水面固有の資源を利用して遊漁や漁業体験等の活動を長期安定的に運営する権利として、「漁港水面施設運営権」を創設する。

漁港施設の形質変更等の処分をする場合は漁港法第37条に基づく漁港管理者の許可、岸壁等の基本施設を他人に利用させ、又は使用料の徴収を行う場合は同法第38条に基づく漁港管理者の認可、漁港区域内の水域又は公共空地の占用等を行う場合は同

法第39条に基づく漁港管理者の許可を受ける必要がある。一方、漁港施設等活用事業を実施する事業者が、実施計画の申請手続とは別に、これら許認可手続を経ることとなれば、二重の事務手続を要し負担が生じるため、漁港施設等活用事業の促進が円滑に進まない状況が想定される。

また、漁港水面施設運営権は物権とみなされ、妨害排除を含めて強い保護が与えられる権利であるが、当該権利の設定を受けられる者について一定の制限を設けなければ、漁港法に規定する罪を犯し刑に処された者や暴力団員等の不適切な事業者が当該権利を行使できる可能性があり、漁港施設等活用事業が適切に実施されないおそれがある。

また、漁港施設等活用事業の創設と併せて、ボランティアの民間団体等の協力による漁港の維持管理や、民間団体等の視点で漁港の魅力発信や水産物の消費拡大等の取組を推進するため、漁港管理者と協力して漁港の維持管理等を行う団体を指定する「漁港協力団体制度」を創設する。その際、水域及び公共空地の占用許可を受けて業務を実施する場合も想定されるが、これらの活動は年間を通じて継続的、反復的に行われるため、活動のたびに漁港管理者に対して占用許可の申請を行うこととなれば、申請書の提出及び審査に係る事務負担が発生し、当該活動を円滑に行う妨げとなるおそれがある。

加えて、漁港施設等活用事業の実施者として漁業協同組合又は漁業協同組合連合会(以下「漁協等」という。)が想定されるが、水協法第11条第1項第8号に基づく漁場利用事業として遊漁船業やダイビング事業を実施する場合、組合員の所得・雇用を確保し、組合員への直接の奉仕に繋がるよう、事業に従事する者のうち2分の1以上が組合員でなければならないとする制限が課されている(員外利用制限)。こうした中、組合員の減少や高齢化に伴い、組合において十分な労働力を確保することが難しくなっている。このため、漁協等が漁港施設等活用事業に取り組む際にこれまで通り員外利用制限を適用した場合、当該漁港における水産物の消費増大等に向けた取組を通じて組合員の利益向上を図ろうとしても、仮に組合員の数が1人しか確保できなければ全体として2人分の労働力の規模の事業しか行えず、十分に効果的な取組とならないおそれがある。

② 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討(新設にあっては、非規制手段との 比較により規制手段を選択することの妥当性)

課題は何か。課題の原因は何か。課題を解決するため「規制」手段を選択した経緯(効果的、合理的手段として、「規制」「非規制」の政策手段をそれぞれ比較検討した結果、「規制」手段を選択したこと)を明確かつ簡潔に記載する。

(1) 漁港施設の処分の制限の許可の特例(緩和)

【課題及びその発生原因】

漁港施設等活用事業の実施に当たり、実施計画の認定を受けた事業者が漁港施設を

活用して新たに施設を設置する場合、漁港施設の形質変更等の処分を伴うこととなるため、漁港法第37条に基づく漁港管理者の許可を受けることが必要である。

一方、実施計画の記載事項として「漁港施設の貸付けに関する事項」や「漁港施設の形質の変更に関する事項」を記載することが可能であり、当該事項が記載された実施計画の認定を受けた場合、別途、同法第37条の許可に係る手続を経る必要がない。また、実施計画の認定手続とは別に同法第37条に基づく許可手続を行うこととなれば、複数の行政手続を行う事務負担が生じることから、漁港施設等活用事業が円滑に進まない状況が想定される。

【規制以外の政策手段】

漁港施設等活用事業の実施に当たり、漁港法に基づく漁港施設の処分に係る事務手 続の重複を解消し、事務コストの低減を図るものであるため、他の手段では解決でき ない。

【規制の内容】

「漁港施設の貸付けに関する事項」や「漁港施設の形質の変更に関する事項」が記載された実施計画の認定を受けて漁港施設等活用事業を実施する場合、漁港法第37条第1項に掲げる漁港施設の処分の制限に係る漁港管理者の許可に関する規定を適用除外とする。

(2) 漁港施設の利用の認可の特例 (緩和)

【課題及びその発生原因】

実施計画の認定を受けた事業者が、基本施設である漁港施設を活用し、漁港施設等活用事業の一環として当該施設を顧客に利用させる場合は、その利用方法や利用料率について、漁港法第38条第1項に定める漁港管理者の認可が必要となる。

一方、実施計画には、「当該漁港施設等活用事業の実施に係る第38条第1項に規定する基本施設である漁港施設の利用方法及び当該施設の使用料の料率」を定めることができるため、当該事項が記載された実施計画の認定を受けた場合、別途、同法第38条の許可に係る手続を経る必要がない。また、実施計画の認定手続とは別に同法第38条に基づく認可手続を行うこととなれば、複数の行政手続を行う事務負担が生じることから、漁港施設等活用事業が円滑に進まない状況が想定される。

【規制以外の政策手段】

漁港施設等活用事業の実施に当たり、漁港法に基づく漁港施設の利用の認可に係る 事務手続の重複を解消し、事務コストの低減を図るものであるため、他の手段では解 決できない。

【規制の内容】

「当該漁港施設等活用事業の実施に係る第38条第1項に規定する基本施設である 漁港施設の利用方法及び当該施設の使用料の料率」に関する事項が記載された実施計 画の認定を受けて漁港施設等活用事業を実施する場合、漁港法第38条第1項に掲げ る漁港施設の利用に係る漁港管理者の認可に関する規定を適用除外とする。

(3) 水域又は公共空地の占用許可の特例 (緩和)

【課題及びその発生原因】

漁港区域内の水域又は公共空地を占用して漁港施設等活用事業を実施する場合、漁港法第39条第1項に基づき漁港管理者の占用許可を受ける必要がある。

一方、実施計画には、「土地の占用をしようとする漁港の区域内の水域又は公共空地」に関する事項を定めることができるため、当該事項が記載された実施計画の認定を受けた場合、別途、同法第39条第1項の占用許可に係る手続を経る必要がない。また、実施計画の認定手続とは別に、同法第39条第1項に基づく許可手続を行うこととなれば、複数の行政手続を行う事務負担が生じることから、漁港施設等活用事業が円滑に進まない状況が想定される。

【規制以外の政策手段】

漁港施設等活用事業の実施に当たり、漁港法に基づく占用許可に係る事務手続の重複を解消し、事務コストの低減を図るものであるため、他の手段では解決できない。

【規制の内容】

「土地の占用をしようとする漁港の区域内の水域又は公共空地」に関する事項が記載された実施計画の認定を受けて漁港施設等活用事業を実施する場合、漁港法第39条第1項に掲げる水域又は公共空地の占用に係る漁港管理者の許可に関する規定を適用除外とする。

(4) 漁港水面施設運営権の欠格事由 (新設)

【課題及びその発生原因】

漁港水面施設運営権は物権とみなされ、妨害排除を含めて強い保護が与えられる権利であり、その設定に当たっては、適法にその行使をできる者であることが見込まれることを担保する必要がある。

このため、漁港水面施設運営権の設定に関して別途欠格事由を設け、漁港法に規定する罪を犯し刑に処された者や暴力団員等の不適切な事業者については、漁港水面施設運営権に係る実施計画の認定を申請することができないこととし、権利の設定及び行使を未然に防ぐ必要がある。

【規制以外の政策手段】

漁港法に欠格事由を設けず、漁港管理者の判断で事業者に漁港水面施設運営権を設定するか否かを決定する手段が考えられるが、強制力を持たないため、不適切な事業者の参入を許容してしまう可能性があることから、規制を設ける手段の採用が妥当である。

【規制の内容】

以下の者については、漁港水面施設運営権に係る事項を定めた実施計画の認定を漁港管理者に申請することができないものとする。

・漁港法に規定する罪を犯し、刑に処せられて5年以内の者

- 漁港水面施設運営権の取消から5年以内の者
- ・漁港水面施設運営権の取消から5年以内の法人において、取消の日前30日以内に 当該法人の役員であった者
- ・漁港水面施設運営権の取消から5年以内の法人の親会社等であった法人
- ・暴力団員等(暴力団員でなくなって5年以内の者を含む。)
- ・暴力団員等が事業活動を支配する者
- ・親会社等及びその役員が上記に当たる場合

(5) 漁港協力団体が行う業務に対する占用許可の特例(緩和)

【課題及びその発生原因】

漁港協力団体が行う活動については、漁港施設の点検や補修のための資材置き場の 公共空地への設置など、占用許可を要する行為も想定される。

一方、これらの活動は年間を通じて継続的、反復的に行われるため、活動のたびに 漁港管理者に占用許可の申請を行うこととなれば、申請書の提出及び審査による事務 負担が発生し、民間団体等が当該活動を円滑に行う妨げとなるため、占用許可におけ る手続の簡便化を図る必要がある。

【規制以外の政策手段】

漁港法に基づく漁港協力団体が行う業務に対する占用許可に係る手続の簡便化を図るものであり、他の手段では解決できない。

【規制の内容】

漁港協力団体の業務に係る漁港法第39条第1項の漁港区域内の水域又は公共空地 の占用については、漁港協力団体と漁港管理者との協議が成立することをもって、当 該規定による許可があったものとみなす。

(6)漁協等が漁港施設等活用事業を実施する場合の員外利用制限の緩和(緩和) 【課題及びその発生原因】

漁協等は、水協法第 11 条第 1 項第 8 号に基づき、漁場利用事業として遊漁船業やダイビング事業を実施することができるが、これに当たっては、組合員の所得・雇用を確保し、組合員への直接の奉仕に繋がるよう、当該事業に従事する者のうち 2 分の 1 以上が組合員でなければならないとする制限が課されている(員外利用制限)。こうした中、組合員の減少や高齢化に伴い、組合において十分な労働力を確保することが難しくなっている。このため、漁協等が漁港施設等活用事業に取り組み、漁港に係る水産物消費の増進の取組を通じて組合員の利益向上を図ろうとしても、仮に組合員の数が 1 人しか確保できなければ全体として 2 人分の労働力の規模の事業しか行えず、十分に効果的な取組とならないおそれがある。

一方、漁港施設等活用事業は、水産物の消費増進や交流促進を通じて、漁港に係る水産業の発展及び水産物の安定供給を図ることが明確に定義されており、かつ、その実施に当たっては、漁協の組合員の多くを含む漁港関係者から意見聴取をするなどの調整プロセスが設けられている。

このため、漁協等が認定計画に基づき漁港施設等活用事業を実施する場合には、漁港に係る水産業の発展等を通じて組合員の利益向上を図ることができ、かつ、組合員の主たる事業である漁業との調整が図られていることが明らかであるから、水産物の消費拡大等を図るための事業を必要な規模で行うことができるよう、員外利用制限を課さないこととする必要がある。

【規制以外の政策手段】

水協法に基づき漁協等が実施する漁場利用事業に関する員外利用制限を適用しないこととするものであり、他の手段では解決できない。

【規制の内容】

漁協等が、漁港施設等活用事業の実施計画の認定を受けて漁場利用事業及びその附 帯事業を実施する場合、員外利用制限を適用しないものとする。

2 直接的な費用の把握

③ 「遵守費用」は金銭価値化(少なくとも定量化は必須)

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上で推計することが求められる。しかし、全てにおいて金銭価値化するなどは困難なことから、規制を導入した場合に、国民が当該規制を遵守するため負担することとなる「遵守費用」については、特別な理由がない限り金銭価値化を行い、少なくとも定量化して明示する。

- (1) 漁港施設の処分の制限の許可の特例
- (2) 漁港施設の利用の認可の特例
- (3) 水域又は公共空地の占用許可の特例

【遵守費用】

実施計画に、漁港施設の処分の制限、漁港施設の利用、漁港区域内の水域又は公共空地の占用に係る事項を記載する必要が新たに発生することが見込まれる。当該事項の記載に5時間を要し、5年間で500件*1の漁港施設等活用事業等の海業の取組件数があると仮定し、年間あたり2.2千円*2×5時間×500件÷5年=1,100千円の遵守費用が発生すると見込まれる。

(※1:漁港漁場整備長期計画に5年間の成果目標として「漁港における新たな海業等の取組をおおむね500件展開する」と規定。)

(※2:単価の算出方法)

① 令和3年賃金構造基本統計調査

一般労働者の賃金:307,700円/月

② 令和3年度労働統計要覧 実労働時間:1,685時間/年

③ 307,700 円/月÷(1,685 時間/年÷12月)=2,191 円≒2,200 円

【行政費用】

漁港管理者である都道府県又は市町村の長は、実施計画の認定に当たって、占用許可等に関する事項を確認する作業が発生することが見込まれる。当該確認作業に1時間を要し、5年間で500件の漁港施設等活用事業等の海業の取組件数があると仮定して、年間あたり

2.3 千円^{*3}×1時間×500件÷5年=230千円の行政費用が発生すると見込まれる。

(※3:単価の算出方法)

① 令和3年地方公務員給与実態調査

平均給料月額(一般行政職):316,040円/月

② 令和3年度労働統計要覧 実労働時間:1,685時間/年

③ 316,040 円/月 ÷ (1,685 時間/年÷12 月) = 2,251 円≒2,300 円

(4) 漁港水面施設運営権の欠格事由

【遵守費用】

事業者が漁港水面施設運営権に関する事項が記載された実施計画を漁港管理者に申請する際、漁港法に規定する罪を犯し刑に処された者や暴力団員でないことが判別できるよう、必要な情報を実施計画に記載又は添付書類として作成することになるため、書類の作成作業が新たに発生することが見込まれる。

書類作成に 1 時間を要し、 5 年間で約 50 件 *4 の漁港水面施設運営権が設定されると仮定すると、年間あたり 2.2 千円 *2 × 1 時間×50 件 \div 5 年=22 千円の遵守費用が発生すると見込まれる。

(※4:全国の漁港管理者から伺った意向に基づき算定)

【行政費用】

漁港管理者である地方公共団体が、事業者から申請のあった実施計画を確認し、計画の認定及び漁港水面施設運営権の設定を行う際、書類を確認して当該事業者が漁港法に規定する罪を犯し刑に処された者や暴力団員でないことを確認するための作業が発生することが見込まれる。当該確認作業に1時間を要するとした場合、年間あたり2.3千円^{※3}×1時間×50件÷5年=23千円の行政費用が発生すると見込まれる。

(5) 漁港協力団体が行う業務に対する占用許可の特例

【遵守費用】

漁港協力団体が、漁港区域内の水域又は公共空地を占用して業務を行う際、団体の指定を漁港管理者に申請し、協議の成立をもって占用の許可を得る必要があり、申請のための書類作成と協議に要する費用が新たに発生することが見込まれる。

資料作成に3時間、協議に1時間を要し、年間あたり14件※5の漁港協力団体の指定及び占用許可による業務の実施があると仮定すると、年間あたり

2.2 千円^{*2}×4時間×14件=123.2 千円の遵守費用が発生すると見込まれる。

(※5:港湾協力団体制度の施行後(平成28年7月)、港湾協力団体として指定された団体数が3年間で41件あったことを踏まえ、漁港においても港湾と同規模で漁港協力団体の指定が見込まれると仮定し、年間あたり41÷3=14件指定されると想定。)

【行政費用】

漁港管理者は、漁港協力団体の指定に当たっての申請があった場合、当該指定を受けようとする団体との協議に1時間を要し、年間で14件*5の漁港協力団体の指定及び占用許可による業務の実施があると仮定すると、年間あたり

- 2.3 千円^{※3}×1 時間×14 件=32.2 千円の行政費用が発生すると見込まれる。
- (6)漁協等が漁港施設等活用事業を実施する場合の員外利用制限の緩和 【遵守費用】

漁協等が漁港施設等活用事業として漁場利用事業を実施する場合、実施計画の作成にかかる費用が新たに発生することが見込まれる。当該計画の作成に5時間を要し、5年間で500件*1の漁港施設等活用事業等の海業の取組件数があり、うち5割が漁協が取り組むもので、そのうち4割が漁港施設等活用事業として漁場利用事業に取り組むものであると仮定し、年間あたり2.0千円*6×5時間×500件×50%×40%÷5年=200千円の遵守費用が発生すると見込まれる。

(※6:単価の算出方法)

① 令和2年度水産業協同組合統計表 漁協職員の平均給与:276,000円/月

② 令和 3 年度労働統計要覧 実労働時間:1,685 時間/年

② 276,000 円/月÷ (1,685 時間/年÷12月) =1,966 円≒2,000 円

【行政費用】

漁港管理者である都道府県又は市町村の長が、漁協が作成した実施計画の認定を行う際、内容の確認に1時間を要し、5年間で500件の漁港施設等活用事業等の海業の取組件数があり、うち5割が漁協等が取り組むもので、そのうち4割が漁港施設等活用事業として漁場利用事業に取り組むものであると仮定し、年間あたり

2.3 千円^{*3}×1時間×500 件×50%×40%÷5年=46 千円の行政費用が発生すると見込まれる。

④ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性 に留意

規制緩和については、単に「緩和することで費用が発生しない」とするのではなく、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和を検証し、必要に応じ

「行政費用」として記載することが求められる。

- (1) 漁港施設の処分の制限の許可の特例
- (2) 漁港施設の利用の認可の特例
- (3) 水域又は公共空地の占用許可の特例

【行政費用】

本特例は、漁港施設の処分の制限、漁港施設の利用及び水域又は公共空地の占用を 行う際の漁港管理者の許認可に係る事務手続の重複を解消するものであり、漁港施設 等活用事業の実施後も漁港管理者による適切な管理・運営が施されることに変わりは ないことから、当該規制緩和に伴う漁港管理者による追加の監視コストは発生しな い。

(5) 漁港協力団体が行う業務に対する占用許可の特例

【行政費用】

【行政費用】

本特例は、漁港協力団体が漁港区域内の水域又は公共空地を占用して業務を行う際の占用許可手続を簡素化するものであり、許可後も漁港管理者が漁港の適切な維持管理業務を行うことに変わりはないことから、当該規制緩和に伴う漁港管理者による追加の監視コストは発生しない。

(6)漁協等が漁港施設等活用事業を実施する場合の員外利用制限の緩和

本特例は、漁協等が漁港施設等活用事業として漁場利用事業を実施する場合に員外利用制限を適用しないこととするものであり、漁協等が行う事業については、漁協の指導監督業務を担う都道府県が引き続き適切にモニタリングすることとなる。したがって、漁港施設等活用事業の実施にあたって員外利用制限を適用しないことについて、追加的なモニタリングを実施する必要はないことから、当該規制緩和に伴う都道

府県等による追加の監視コストは発生しない。

3 直接的な効果 (便益) の把握

⑤ 効果の項目の把握と主要な項目の定量化は可能な限り必要

規制の導入に伴い発生する費用を正当化するために効果を把握することは必須である。定性的に記載することは最低限であるが、可能な限り、規制により「何がどの程度どうなるのか」、つまり定量的に記載することが求められる。

- (1) 漁港施設の処分の制限の許可の特例
- (2) 漁港施設の利用の認可の特例
- (3) 水域又は公共空地の占用許可の特例

漁港施設等活用事業を実施しようとする事業者が、漁港管理者から実施計画の認定を

受けることで、漁港法第37条第1項に基づく漁港施設の処分の制限の許可、同法第38条に基づく漁港施設の利用の認可、及び同法第39条第1項に基づく水域又は公共空地の占用許可に係る手続が不要となることから、①事業者による許認可に必要な書類を作成するための負担が軽減されるとともに、②申請のために都道府県又は市町村の事務所に赴く分の負担が軽減される効果が見込まれる。

また、漁港管理者にとっては、実施計画とは別に漁港法に基づく許認可に係る申請がなされる状況と比較して、申請書類の受付、要件の確認及び許可に要する行政費用が削減される効果が見込まれる。

(4) 漁港水面施設運営権の欠格事由

仮に漁港水面施設運営権を設定する際に欠格事由を規定しなかった場合、漁港法の違 反者や暴力団員等の不適切な事業者が漁港施設等活用事業の実施計画の認定を受けて 漁港水面施設運営権を行使する可能性がある。このとき、不適切な事業者による漁港水 面施設運営権の設定を防ぐためには、実施計画の申請があった際に漁港管理者の判断で 不適切な事業者でないかどうかを確認するための情報収集作業を要し、さらに不適切な 事業者の場合には実施計画の認定をしない旨の調整作業を要するため、新たに費用負担 が発生することとなることとなる。

このため、当該欠格事由の特例規定を設けることにより、不適切な事業者による漁港水面施設運営権の設定及び権利の行使を未然に防ぐことができるため、上記に要する費用の削減効果が得られる。また、施設の損壊に伴う修理費、被害者への賠償、裁判費用等に係る相当な負担が不要となるといった効果が期待される。

(5) 漁港協力団体が行う業務に対する占用許可の特例

漁港協力団体が実施する業務に関して、同法第39条第1項に基づく占用許可に係る手続が不要となることから、①団体による占用許可手続に必要な書類作成に要する負担が軽減されるとともに、②申請のために都道府県又は市町村の事務所に赴くための負担が軽減される効果が見込まれる。

また、漁港管理者にとっては、実施計画とは別に漁港法に基づく許認可に係る申請がなされる状況と比較して、申請書類の受付、要件の確認及び許可に要する行政費用が削減される効果が見込まれる。

(6)漁協等が漁港施設等活用事業を実施する場合の員外利用制限の緩和

漁協等が漁港施設等活用事業として漁場利用事業を実施する場合、員外利用制限を適用しないことにより、組合員以外の労働力の確保が可能となるとともに、水産物の消費 増進や交流促進のための新たな事業を漁協等が展開することが可能となるため、それに 伴う漁協等の利益向上が見込まれる。

⑥ 可能であれば便益(金銭価値化)を把握

把握(推定)された効果について、可能な場合は金銭価値化して「便益」を把握 することが望ましい。

- (1) 漁港施設の処分の制限の許可の特例
- (2) 漁港施設の利用の認可の特例
- (3) 水域又は公共空地の占用許可の特例

本特例が適用される場合には、本来必要とされる、①漁港管理者の許認可に係る事業者の事務手続に要する費用が年間あたり 1,100 千円、②漁港管理者による行政手続に要する費用が年間あたり 345 千円削減される効果が見込まれる。

なお、事業者が手続の申請を行うために都道府県又は市町村の事務所に赴く分の負担 軽減効果については、各事業者別に異なるため、定量的には算出できない。

【事業者による事務手続に係る費用削減効果】

事業者による占用許可等に必要な書類の作成・提出に5時間程度を要し、5年間で 500件^{※1}の漁港施設等活用事業等の海業の取組が実施されると仮定し、年間あたり

2.2 千円^{*2}×5時間×500件÷5年=1,100千円の費用が発生すると見込まれる。

【行政費用の負担に係る費用削減効果】

漁港管理者が行う占用許可等に係る書類の受付、要件の確認及び許可に要する時間が 1 時間半程度要し、5 年間で 500 件の漁港施設等活用事業等の海業の実施が見込まれると仮定し、年間あたり 2.3 千円^{※3}×1.5 時間×500 件÷5年=345 千円の行政費用が発生すると見込まれる。

(4) 漁港水面施設運営権の欠格事由

欠格事由の規定がない場合、漁港管理者の判断で事業者が漁港法違反者や暴力団員等の不適切な者でないかどうかを情報収集するための費用が年間あたり75.9 千円発生する。また、情報収集後に不適切な事業者に対して実施計画の認定ができない旨の調整を要するため、年間あたり6.9 千円の費用が発生することとなる。

欠格事由を設けることにより、不適切な事業者による漁港水面施設運営権の設定及び権利の行使を未然に防ぐことができるため、上記2点の事務手続に要する費用が削減されることから、計82.8千円の費用削減効果が見込まれる。

このほか、欠格事由の設定により、施設の損壊に伴う修理費、被害者への賠償、裁判 費用等に係る相当な負担が不要となるといった効果が期待される。

【行政費用の負担に係る費用削減効果】

漁港管理者が不適切な事業者でないことを確認するための調査に3時間を要し、不適切な事業者も含めて5年間で55件**7の漁港施設等活用事業の実施計画の申請が見込まれると仮定すると、年間あたり2.3千円**3×3時間×55件÷5年=75.9千円の行政費用が発生すると見込まれる。

また、55 件のうち5 件 *7 が不適切な事業者であり、当該事業者に対して実施計画の認定ができない旨の調整を行うために3 時間を要すると仮定すると、年間あたり

2.3 千円^{※3}×3時間×5件÷5年=6.9 千円の行政費用が発生すると見込まれる。

(※7:漁港水面施設運営権に関する事項が記載された実施計画の申請のあった事業者のうち、1割が

不適切な事業者であると仮定。※4 のとおり漁港水面施設運営権の設定が適切である事業者が50件、不適切な事業者が5件、合計で55件の申請があるものとしている。)

(5) 漁港協力団体が行う業務に対する占用許可の特例

本特例が適用される場合には、本来必要とされる、①漁港管理者の許可に係る団体の 事務手続に必要な書類作成に要する費用が年間あたり 123.2 千円、②漁港管理者によ る行政手続に要する費用が年間あたり 48.3 千円削減される効果が見込まれる。

また、漁港施設の占用許可に係る手続の申請を行うために都道府県又は市町村の事務所に赴くための負担軽減効果については、各事業者別に異なるため、定量的には算出できない。

【団体の事務手続に係る費用削減効果】

漁港協力団体が水域又は公共空地の占用許可を漁港管理者に申請するための事務手続として、書類作成・提出等に4時間程度を要し、年間あたり14件*5の漁港協力団体による水域又は公共空地の占用による業務の実施があると仮定し、

年間あたり 2.2 千円^{*2} × 4 時間 × 14 件=123.2 千円の費用が発生すると見込まれる。

【行政費用の負担に係る費用削減効果】

漁港管理者にとって、団体の指定に係る書類の受付、要件の確認及び許可に要する作業に1時間半程度を要し、年間あたり14件^{※5}の漁港協力団体の指定及び占用許可による業務の実施があると仮定し、年間あたり2.3 千円^{※3}×1.5 時間×14 件≒48.3 千円の行政費用が発生すると見込まれる。

(6) 漁協等が漁港施設等活用事業を実施する場合の員外利用制限の緩和

漁協等が漁港施設等活用事業として漁場利用事業を実施する際、員外利用制限を適用しないことにより、漁協等による新たな海業の展開が見込まれ、海釣り施設やダイビング案内業等の漁場利用事業により得られる利益として、

年間あたり 269,014 千円が見込まれる。

【漁協の事業の多角化に伴う利益】

漁協等が漁港施設等活用事業として漁場利用事業を実施する際、5年間で500件の漁港施設等活用事業等の海業の取組件数があり、うち5割が漁協が取り組むもので、そのうち4割が漁港施設等活用事業として漁場利用事業に取り組むものであると仮定して、年間あたり500件×50%×40%÷5年=20件の取組件数がある。

このうち、水産食堂が2割、ダイビング案内業が3割、海釣り施設が2割、その他の 取組が3割であると仮定すると、年間あたり

500 件×50%×40%÷ 5 年× (2/10×46, 780 千円+3/10×3, 147 千円+2/10×6, 702 千円+3/10×6, 034 千円) $*^8 = 269$, 014 千円

の利益が見込まれる。

(※8:漁協が取り組む漁場利用事業等の1組合あたりの年間平均売上金額)

水産食堂 : 46.780 千円

ダイビング案内業: 3,147 千円

海釣り施設: 6,702 千円 その他: 6,034 千円

(出典①: 令和元年6次産業化総合調査、漁家レストランの年間売上金額及び年間売上金額規模別事

業体数割合)

(出典②:水産業協同組合統計表(遊漁船業等の漁場利用事業、令和元年データ)

⑦ 規制緩和の場合は、それにより削減される遵守費用額を便益として推計

規制の導入に伴い要していた遵守費用は、緩和により消滅又は低減されると思われるが、これは緩和によりもたらされる結果(効果)であることから、緩和により削減される遵守費用額は便益として推計する必要がある。また、緩和の場合、規制が導入され事実が発生していることから、費用については定性的ではなく金銭価値化しての把握が強く求められている。

- (1) 漁港施設の処分の制限の許可の特例
- (2) 漁港施設の利用の認可の特例
- (3) 水域又は公共空地の占用許可の特例
- (5) 漁港協力団体が行う業務に対する占用許可の特例
 - ⑥に記載のとおり
- (6)漁協等が漁港施設等活用事業を実施する場合の員外利用制限の緩和
 - ⑥に記載のとおり

4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

⑧ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。

- ※ 波及的な影響のうち競争状況への影響については、「競争評価チェックリスト」の結果を活用して把握する。
- (1) 漁港施設の処分の制限の許可の特例
- (2) 漁港施設の利用の認可の特例
- (3) 水域又は公共空地の占用許可の特例

当該規制緩和を講じることにより、漁港管理者による実施計画の認定をもって、漁港施設の処分制限、漁港施設の利用、水域又は公共空地の占用に係る漁港管理者の許認可の二重手続を解消することとなるため、事業者及び漁港管理者の事務コストの低減が図られ、漁港施設等活用事業の円滑な実施が可能となり、漁業利用との調和を図りつつ水産物の消費増進や交流促進に寄与する取組を推進することができることから、地域水産業の健全な発展と水産物の安定供給が可能となる。

(4) 漁港水面施設運営権の欠格事由

漁港法に漁港水面施設運営権制度の創設に伴い欠格事由を規定した場合、漁港水面施設運営権等に係る手続が明確となり、漁港法違反者や暴力団員等の不適切な事業者による漁港水面施設運営権の設定及び権利の行使を未然に防ぐことができるものであることから、本規制の導入により、不適切な事業者による活動を抑制し、漁港の水面を活用した遊漁、漁業体験等の事業の円滑な実施と適正な運営を図ることができる。

(5) 漁港協力団体が行う業務に対する占用許可の特例

当該規制を講じることにより、漁港協力団体による円滑な業務の実施が可能となり、 漁港管理者と協力した漁港施設の清掃や、漁港・漁村に関する知識の普及・啓発等を適 切かつ確実に行うことができるようになる。

(6) 漁協等が漁港施設等活用事業を実施する場合の員外利用制限の緩和

漁協等が漁港施設等活用事業を実施する際、員外利用規制を適用しないこととすることにより、事業の多角化が図られるとともに、事業を通じて高付加価値化した水産物の販売・提供による漁業者の所得向上や、漁村交流人口の増大による漁村の活性化に繋がることが期待され、水産業の健全な発展と水産物の安定供給が図られる。

なお、本事業の実施により漁協等の業務が増加することで、他の業務への対応がおろそかになる場合も想定されるが、本事業の実施には各漁協の定款において実施する事業内容を記載した上で、行政庁による認可を受ける必要があり、こうした定款変更に係る認可等の機会を通じて、事業の実施体制や収支の見込み等について十分に見定めることが可能であることから、漁協等の事業全般や組合員に悪影響が生じるようなことは防ぐことが可能である。

5 費用と効果(便益)の関係

⑨ 明らかとなった費用と効果(便益)の関係を分析し、効果(便益)が費用を 正当化できるか検証

上記2~4を踏まえ、費用と効果(便益)の関係を分析し、記載する。分析方法は以下のとおり。

- ① 効果(便益)が複数案間でほぼ同一と予測される場合や、明らかに効果(便益)の方が費用より大きい場合等に、効果(便益)の詳細な分析を行わず、費用の大きさ及び負担先を中心に分析する費用分析
- ② 一定の定量化された効果を達成するために必要な費用を推計して、費用と効果の関係を分析する費用効果分析
- ③ 金銭価値化した費用と便益を推計して、費用と便益の関係を分析する費用便 益分析

- (1) 漁港施設の処分の制限の許可の特例
- (2) 漁港施設の利用の認可の特例
- (3) 水域又は公共空地の占用許可の特例

遵守費用については、事業者が実施計画に漁港施設の処分の制限、漁港施設の利用、水域又は公共空地の占用に係る事項を記載する費用として 1,100 千円/年の発生が見込まれる一方、漁港法に基づく漁港管理者の許認可に要する承認申請書類の作成費用である 1,100 千円/年が削減され、相殺される。また、事業者が手続の申請を行うために都道府県又は市町村の事務所に赴く分の費用の負担軽減が見込まれる。

行政費用については、漁港管理者が実施計画の認定を行う際に、占用許可等に関する 事項を確認する際に要する費用として 230 千円/年の発生が見込まれる一方、漁港法 に基づく許認可手続に必要な書類の受付、要件の確認及び許認可に要する費用が 345 千 円/年削減され、トータルで 115 千円/年の効果が見込まれるため、全体として負担の 軽減が見込まれる。

以上より、全体として事業者及び漁港管理者の負担軽減に繋がる措置であり、緩和による負の影響等も想定されないことから、妥当な措置であると考えられる。

(4) 漁港水面施設運営権の欠格事由

漁港法に漁港水面施設運営権の欠格事由を設定した場合、遵守費用として 22 千円/年、行政費用として 23 千円/年の発生が見込まれるが、漁港法違反者や暴力団員等の不適切な事業者による漁港水面施設運営権の設定及び権利の行使を未然に防ぐこととができるため、情報収集に要する費用として 75.9 千円/年、不適切な事業者から申請のあった実施計画を認定しない旨の調整に要する費用として 6.9 千円/年の合計 82.8 千円/年の費用削減効果が見込まれるため、トータルで 37.8 千円/年の効果が見込まれ、全体として負担の軽減が見込まれる。このほか、欠格事由を設けることにより、施設の損壊に伴う修理費、被害者への賠償、裁判費用等に係る相当な負担が不要となるといった効果も別途得られる。

以上のことから、全体として漁港管理者等の負担軽減に繋がる措置であり、規制の創設による副次的影響等も想定されないことから、妥当な措置であると考えられる。

(5) 漁港協力団体が行う業務に対する占用許可の特例

遵守費用として、漁港協力団体が団体の指定を漁港管理者に申請し、協議する際に要する費用として 123.2 千円/年の発生が見込まれる一方、漁港法に基づく水域又は公共空地の占用許可に要する承認申請書類の作成費用である 123.2 千円/年が削減され、相殺される。また、漁港協力団体が占用許可手続の申請を行うために都道府県又は市町村の事務所に赴く分の費用の負担軽減が見込まれる。

行政費用として、漁港管理者が漁港協力団体との協議に要する費用として 32.2 千円 /年の発生が見込まれる一方、漁港法第 39 条に基づく占用許可に要する書類の受付・ 確認及び認定に要する費用 48.3 千円/年が削減され、トータルで 16.1 千円/年の効果が見込まれるため、全体として負担の軽減が見込まれる。

以上のことから、全体として事業者の負担軽減に繋がる措置であり、緩和による負の

影響等も想定されないことから、妥当な措置であると考えられる。

(6) 漁協等が漁港施設等活用事業を実施する場合の員外利用制限の緩和

水協法の改正により、漁協等が漁港施設等活用事業として漁場利用事業を実施する場合に員外利用制限を適用しないことにより、追加的な遵守費用 200 千円/年及び行政費用 46 千円/年の発生が想定されるところ。一方、員外利用制限を適用しないことにより、漁場利用事業の実施に必要な労働力を確保できることで、海釣り施設やダイビング案内業等を実施することが可能となり、新たに 269,014 千円/年の利益向上が見込まれるため、全体で 268,768 千円/年の効果が見込まれる。また、緩和による負の影響等も想定されないことから、妥当な措置であると考えられる。

6 代替案との比較

① 代替案は規制のオプション比較であり、各規制案を費用・効果(便益)の観点から

比較考量し、採用案の妥当性を説明

代替案とは、「非規制手段」や現状を指すものではなく、規制内容のオプション (度合い)を差し、そのオプションとの比較により導入しようとする規制案の妥当 性を説明する。

- (1) 漁港施設の処分の制限の許可の特例
- (2) 漁港施設の利用の認可の特例
- (3) 水域又は公共空地の占用許可の特例
- (5) 漁港協力団体が行う業務に対する占用許可の特例

【代替案】

漁港法に基づく漁港施設の処分の制限の許可、漁港施設の利用の許可、及び漁港区域内の水域又は公共空地の占用許可に係る事務手続と、実施計画の作成及び団体の指定により発生する事務手続等の重複を解消するものであり、代替案はない。

(4) 漁港水面施設運営権の欠格事由

【代替案】

漁港法に欠格事由を設けず、漁港管理者の判断で漁港施設等活用事業の実施者に漁港水面施設運営権を設定するか否かを決定する手段が考えられる。

【効果の比較】

漁港管理者の判断で事業者に漁港水面施設運営権を設定するか否かを決定する代替案については、漁港法に規定する罪を犯し刑に処された者や暴力団員等の不適切な事業者が漁港水面施設運営権を行使できる可能性があり、漁港施設等活用事業が適切に実施されず、行政に更なる負担が生じる事態が起こりうる。また、不適切な者への漁港施設等運営権の移転及び不適切な者による漁港施設等活用事業の運営の防止が徹底さ

れず、漁港水面施設運営権制度の創設等による便益が十分に得られない。

(6)漁協等が漁港施設等活用事業を実施する場合の員外利用制限の緩和 【代替案】

漁協等の規模に応じて、漁港施設等活用事業を実施する上での員外利用制限の緩和の幅を調整する手段が考えられる。(例 組合員等1:員外1 → 組合員等1:員外2) 【効果の比較】

全国の漁業者の約 50%が 60 代以上となっているなど、組合員の高齢化は全国的な問題となっていることから、代替案を採用した場合には、組合員の労働力が必要となることから、多くの漁協等で本事業の実施が困難なものとなる。

7 その他の関連事項

① 評価の活用状況等の明記

規制の検討段階やコンサルテーション段階で、事前評価を実施し、審議会や利害 関係者からの情報収集などで当該評価を利用した場合は、その内容や結果について 記載する。また、評価に用いたデータや文献等に関する情報について記載する。

8 事後評価の実施時期等

① 事後評価の実施時期の明記

事後評価については、規制導入から一定期間経過後に、行われることが望ましい。 導入した規制について、費用、効果(便益)及び間接的な影響の面から検証する時期 を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。

なお、実施時期については、規制改革実施計画(平成 26 年 6 月 24 日閣議決定) を踏まえることとする。

改正法施行後5年を目処として事後評価を実施する。

③ 事後評価の際、費用、効果(便益)及び間接的な影響を把握するための指標 等をあらかじめ明確にする。

事後評価の際、どのように費用、効果(便益)及び間接的な影響を把握するのか、 その把握に当たって必要となる指標を事前評価の時点で明確にしておくことが望ま しい。規制内容によっては、事後評価までの間、モニタリングを行い、その結果を基 に事後評価を行うことが必要となるものもあることに留意が必要

- (1) 漁港施設の処分の制限の許可の特例
- (2) 漁港施設の利用の認可の特例
- (3) 水域又は公共空地の占用許可の特例
- (5)漁港協力団体が行う業務に対する占用許可の特例 実施計画の認定件数又は漁港法第39条第1項に基づく水域又は公共空地の占用許可の特例を受けた漁港協力団体による業務実施件数
- (4)漁港水面施設運営権の欠格事由 漁港水面施設運営権の設定件数
- (6)漁協等が漁港施設等活用事業を実施する場合の員外利用制限の緩和 漁協等が行う漁港施設等活用事業の実施計画の認定件数